

～私たちの生活と憲法～

「我が事・丸ごと」地域共生社会の一面

2016年以降、政府が目指している「我が事」「丸ごと」地域共生社会の実現の中で「共生型サービスの創設」が設けられました。共生型サービスの土台は地域の子育てや障がい者・高齢者のケア、生活困窮者の支援といったものを「住民一人ひとりが我が事のようにとらえて、丸ごと対応しよう」というものです。

地域の中の困りごとを解決していくために、地域で住民同士協力し合うということは生協の目指すべきところでもあります。自由民主党が2012年に発表した「日本国憲法改正草案」には前文に、「～、和を尊び家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」という文言が並びます。しかし、立教大学の芝田教授は「国家が上位下達的に自治体の責任を曖昧にして地域住民へ丸投げすれば、地域間格差が拡大し、ますます地域が疲弊するのではなからうか」と問題を提起しさらに「地域共生社会の実現は、地域住民に共助を強制するだけではなく、その先にある憲法改正への布石と見るべきではなからうか」と警鐘を鳴らします。

参考文献：民医連医療 NO539 2017年7月号
「2017年医療保険制度等改定の論点と「我が事・丸ごと」地域共生社会の本質」立教大学 柴田 英昭氏

憲法に保障されている基本的人権が本当に守られているのでしょうか？（年金、医療・介護などは削られる一方です）こういった社会保障制度を充実させる責任は国・自治体に課せられているのではないのでしょうか？
日本国憲法が制定されて72年目の今年、憲法をじっくり味わってみませんか。



安倍9条改憲NO!

憲法を活かす全国統一署名へのご協力ありがとうございます。

始まりました!
～組合員健診～
年に1度の健診受診を

